

(抄訳)

財団に関する  
インドネシア共和国法  
2001年第16号

全能の神の導きのもとに

インドネシア共和国大統領は

- a. 財団について取り締まる規定・法律がまだ存在しなかったため、社会における習慣に基づいてこの間インドネシアでは財団設立が行われてきたこと
- b. インドネシアにおける財団は、さまざまな活動や意図、目的とともに急速に発展したこと
- c. a および b で意味するような考慮に基づき、また法の確実性と秩序を守り、社会に対するアカウンタビリティおよび情報公開の原則に基づいた意図または目的にかなった形で財団が機能するように、財団に関する法律を作成する必要があること

を考慮し、

1945年憲法の第2回改正で変えられたように、1945年憲法第5条（1）項および第20条（2）項

に鑑み、

財団に関する法律を決めること

を決定した。

## 第1章 一般規定

### 第1条

本法における用語は、次のような意味で使用される。

1. 財団は、非拘束的な資産で構成される法人で、社会、宗教、人道の分野において特定の目的を達成するためとされ、会員を持たないものをいう。
2. 裁判所とは、行使する権力の範囲が財団の所在地をカバーする地方裁判所のことを指す。
3. 檢察庁とは、行使する権力の範囲が財団の所在地をカバーする地方検察庁のことを指す。
4. 公認会計士とは、公認会計士としての職をまとうするための許可を有する会計士のことを指す。

5. 日とは、就業日のことと指す。
6. 大臣とは、法務人権大臣のことと指す。

## 第2条

財団は、創立委員、常任委員、代議員から構成される組織体を有する。

## 第3条

- (1) 財団は、意図や目的を達成するために、事業体の設立または事業体への参加をするなどして事業活動を行うことができる。
- (2) 財団は、創立委員、常任委員、代議員に対して事業活動の成果を分け与えてはいけない。

## 第4条

財団は、インドネシア共和国国内において、規約に掲げられている所在地を有する。

## 第5条

この法律に基づいて得られる財団の資産は資金、物資またはその他の形をとるが、直接的であれ間接的であれ、創立委員、常任委員、代議員、記者または財団に対して利害関係がある他の者に対して移譲したり、分け与えたりすることは禁ずる。

## 第6条

財団は、財団の業務を遂行する上で、財団の組織体によって支出されたすべての費用および運賃を支払う義務がある。

## 第7条

- (1) 財団は、活動が財団の意図や目的にかなっているものであれば、事業体を設立することができる。
- (2) 財団は、見込みがあるとされる事業のさまざまな形に参加することができるが、そのような参加は多くても財団の全資産の25%分にしないといけないという規定を伴う。
- (3) 創立委員、常任委員および代議員は、(1) および (2) 項で述べられているような事業体の運営委員、常任委員、監査委員もしくは代議員を兼任することは禁じられる。

## 第8条

第7条 (1) 項で述べられているような事業体による事業活動は、財団の意図や目的に適つたものでないといけない。さらに、社会の秩序や道徳、または有効な法規定を乱すものであってはいけない。

(以下、省略)